

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における大学発スタートアップの認定等に関する規程

令和6年3月27日
規程第 5 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の研究成果又は人的資源等を活用して起業した企業への円滑かつ適正な支援を行うため、本学における大学発スタートアップの認定その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「大学発スタートアップ」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 本学が所有する知的財産権又は本学の役員、職員若しくは学生等が創出した研究成果を基に設立したもの
- (2) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて設立したもの
- (3) 本学の職員又は学生（本学を退職、修了又は退学（理由が起業によるものに限る。以下この号及び別記様式第1号において「退職等」という。）した者であって、退職等から設立までの期間が3年以内のものを含む。）が設立者となるもの又はその設立に深く関与して設立されるものであって、本学における国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第5号に規定する業務の遂行に寄与するものとして本学が認めたもの
- (4) 学長が、前3号の規定に準じる資格を有すると認めたもの

(認定の手続)

第3条 大学発スタートアップの認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、別記様式第1号により学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の規定による申請があったときは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構規程（平成27年規程第7号）第4条の2に規定する研究推進会議（第8条において「研究推進会議」という。）の議を経て、認定するものとする。

(申請の条件)

第4条 前条第1項の規定による申請は、申請者が次の各号の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 第2条に規定する大学発スタートアップの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷及び業務妨害等のおそれがないこと。

- (4) 本学の職員が設立したものにあっては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員兼業規程（平成16年規程第53号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学利益相反マネジメント規程（平成17年規程第4号）その他本学における関係規則等に定める所要の手續及び許可等が適正になされていること。

(大学発スタートアップの認定)

- 第5条 学長は、第3条第2項の規定により認定した大学発スタートアップ（以下「認定スタートアップ」という。）に対し、別記様式第2号により称号記を交付し、「奈良先端大発スタートアップ」の称号を授与するものとする。
- 2 認定期間は、認定した日から5年とし、更新することができる。
 - 3 認定期間を更新しようとする企業の代表者は、別記様式第1号により学長に申請しなければならない。この場合において、当該申請の手續及び審査は、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

(使用の制限)

- 第6条 認定スタートアップは、自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、「奈良先端大発スタートアップ」の称号を使用してはならない。
- 2 認定スタートアップは、称号を用いた新たな情報公開を行う場合、事前に大学に通知しなければならない。

(事業報告書等の提出及び報告)

- 第7条 認定スタートアップは、年度毎に自社で定めた決算日から3月以内に、事業報告書及び収支決算書（次条において「事業報告書等」という。）を学長に提出しなければならない。
- 2 認定スタートアップが、次の各号のいずれかの適用を受けたときは、代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
 - (1) 会社法（平成17年法律86号）に定める解散
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手續
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手續
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手續
 - (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に定める刑罰が確定した場合

(認定及び称号の授与の取消し)

- 第8条 学長は、認定スタートアップが、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究推進会議の議を経て、認定を取り消すことができる。
- (1) 事業活動が第2条に規定する大学発スタートアップの定義に該当しなくなった場合
 - (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合

- (3) 企業活動の実態がなくなった場合
 - (4) 前条第1項に定める事業報告書等を提出しない場合
 - (5) その他称号を保持させることが適当でないと学長が認める場合
- 2 学長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合は、代表者に通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、速やかに称号記を返還するものとし、当該通知を受けた日以降、奈良先端大発スタートアップの称号を使用してはならない。

(認定等の公表)

第9条 学長は、認定又は認定の取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表できるものとする。

(免責)

- 第10条 本学は、大学発スタートアップの認定により、認定スタートアップの製品、サービス等の内容及び品質並びに認定スタートアップの経営状況を保証するものではなく、認定スタートアップが負う法的責任について、何ら責任を負うものではない。
- 2 認定又は認定の取消しにより、認定スタートアップ又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は、当該損害を賠償する義務を負わない。

(認定スタートアップへの支援)

- 第11条 本学は、認定スタートアップに対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲で、次の各号に掲げる支援を行うことができる。
- (1) 本学内にインキュベーション施設として確保した施設を使用させること。
 - (2) 前号の施設について、当該認定スタートアップの所在地とする商業登記を認めること。
 - (3) 第2号の規程による商業登記をした場合、郵便物等の収受において便宜を与えること。
 - (4) 本学の研究設備等の利用を許可すること。
 - (5) 他企業への紹介又は他企業との共同研究等の仲介を行うこと。
 - (6) 本学主催のイベント、本学の広報誌又はホームページ等により広報を行うこと。
 - (7) 認定スタートアップのロゴマークの使用許可を与えること。
 - (8) その他学長が必要と認めること。
- 2 前項各号に掲げる支援を行うときは、本学における関係規則等によるものとする。

(事務)

第12条 大学発スタートアップの認定に関する事務は、事業推進部研究協力課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学発スタートアップの認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条、第5条関係）

（元号） 年 月 日

「奈良先端大発スタートアップ」認定申請書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

企業名

職名・氏名

下記のとおり、奈良先端大発スタートアップの認定を申請します。

なお、認定の上は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における大学発スタートアップの認定等に関する規程その他国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

記

| | |
|----------|---|
| 申請区分 | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 |
| 申請要件該当条項 | <input type="checkbox"/> 本学が所有する知的財産権又は本学の役員、職員若しくは学生等が創出した研究成果を基に設立したもの（規程第2条第1号） <input type="checkbox"/> 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて設立したもの（規程第2条第2号） <input type="checkbox"/> 本学の職員又は学生（本学を退職等した者であって、退職等から設立までの期間が3年以内のものを含む。）が設立者となるもの又はその設立に深く関与して設立されるものであって、本学における国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第5号に規定する業務の遂行に寄与するものとして本学が認めたもの（規程第2条第3号） <input type="checkbox"/> 学長が、前3号の規定に準じる資格を有すると認めたもの（規程第2条第4号） |
| 企業名 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |

| | |
|------------------------------------|--|
| 連絡先 | 電話番号： E-mail： |
| 事業開始日等 | 事業開始（予定）日： 設立日： |
| 分野 （複数選択可） | <input type="checkbox"/> I T（アプリケーション、ソフトウェア） <input type="checkbox"/> I T（ハードウェア） <input type="checkbox"/> バイオ・ヘルスケア・医療機器 <input type="checkbox"/> 環境テクノロジー・エネルギー <input type="checkbox"/> 素材・材料（バイオを除く。） <input type="checkbox"/> ものづくり（I Tハードウェアを除く。） <input type="checkbox"/> その他サービス（ ） |
| 資本の額又は出資の総額 | |
| 常時使用従業員数 | |
| 事業の概要 (50 ～ 200 字) | |
| 事業に用いられる研究成果又は習得した技術 (主要論文、特許等) | |
| 確認欄(教職員) | <input type="checkbox"/> 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員兼業規程、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学利益相反マネジメント規程その他本学における関係規則等に定める所要の手續を行い、許可等を受けています。 |
| 確認欄 | <input type="checkbox"/> 事業内容等が公序良俗に反しないことを表明します。 <input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係がなく、かつ、将来にわたり関係を持たないことを表明します。 |

添付書類：

登記簿の写し

定款の写し

法人概要及び組織図

事業報告書・収支決算書（設立後の期間が短い場合は、各計画書）

※ 設立準備中の場合は、本申請書に準備書類（定款案、法人概要案及び組織図案）を添付して提出し、設立後に上記添付書類を全て提出すること

別記様式第2号（第5条関係）

第 号

「奈良先端大発スタートアップ」称号記

名 称

代表者

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における大学発スタートアップの認定に関する規程に基づき、「奈良先端大発スタートアップ」の称号を授与します。

【有効期間：(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日】

(元号) 年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

学長

印

- ※ 貴社の製品、サービス等の内容及び品質を国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学が保証するものではありません。貴社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、貴社が本称号を使用することはできません。
- ※ 称号を用いた新たな情報公開をする場合、事前に大学に連絡をしてください。
- ※ その他称号の使用に当たっては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における大学発スタートアップの認定等に関する規程を遵守してください。